

「まちなか賑わいイベント支援事業費補助金」募集要領

目的

平成 28 年 7 月に「ナセＢＡ」が開館したことから、周辺施設を利用した交流イベントを行うことで、地区内外の方々をまちなかへ呼び込み、ナセＢＡが広く市民の目に触れられるとともに、まちなかを人が回遊するような賑わいを創出することを目的とします。

募集するイベントの内容

- (1) 開催場所 ナセＢＡから徒歩５分圏内（約 400m）
- (2) 内 容 不特定多数の方々を対象とした交流イベント等で、多くの来街者の誘発に寄与する内容とします。
- (3) そ の 他 イベント来場者数を調査し報告してください。
イベント来場者にアンケート調査を行い、感想等を集約してください。

応募資格

ナセＢＡ周辺においてイベントを開催しようとする市民で組織する２人以上のグループ又は団体

募集期間

令和 7 年 5 月 7 日(水)から 5 月 28 日(水)まで

※ 受付期間内で応募額が予算額に満たなかった場合、期間後に先着順で随時受付とします。

補助金額

- (1) 補助金額 経費の 2／3 に相当する額で 45 万円以内（消費税相当額を含む）
※ 応募が多数の場合は予算の範囲内で補助金の調整があります。
- (2) 対象経費 イベント実施に直接必要となる経費（別表第 1 のとおり）
※ 備品の購入費、提案者負担が妥当と認められるもの、及び販売を目的とした物品等の購入に係る経費などは補助対象外となります。（別表第 2 のとおり）
※ 台風等の自然災害など、不可抗力によりイベントが実施できなくなった場合は、その時点までに要した費用が対象経費となります。
- (3) 支 払 い イベント終了後に実績報告書等を受理し、補助額を確定した後に支払います。

応募方法について

- (1) 応募方法 交付申請書類を米沢市中心市街地活性化協議会事務局（米沢商工会議所若しくは米沢市建設部都市計画課）へ提出してください。
- (2) 応募書類 ①補助金交付申請書
②事業計画書
③収支予算書
④会員名簿及び事業参加者名簿 など
- (3) 提出部数 1 部

審査の手続き

応募書類を市が審査し、補助金の交付を決定します。

審査項目及び審査の着眼点

審査項目	審査の着眼点
団体概要	☐ 事業を実施するうえで、組織体制が整っているか
ねらい	☐ 見学者、参加者等のターゲットが設定されているか ☐ 開催日以外への波及効果が見込めるか ☐ 市民参加の企画となっているか
事業内容	☐ 一箇所に限定せずに回遊性があるか
運営方法等	☐ 予算は具体的かつ適正にたてられているか ☐ 安全対策が適切に考慮されているか

実績報告の提出

事業が完了してから30日以内に、実績報告として以下の書類等を提出していただきます。

- (1) 事業実績報告書（イベント開催状況（写真添付）、効果、検証などについて記載してください）
- (2) 事業実績書
- (3) 収支決算書

併せて、補助金額確定に必要な書類（預金通帳、領収書の綴り 等）も提出していただきます。

また、その他必要な書類として、以下の書類をご提出ください。

- (4) イベント来場者人数報告書
- (5) アンケート調査報告書 など

応募受付・問合せ先

米沢市中心市街地活性化協議会事務局

▼米沢商工会議所 中小企業振興部

〒992-0045 米沢市中央四丁目1番30号

電話 0238-21-5111 FAX 0238-21-5126

▼米沢市役所 建設部 都市計画課 計画担当

〒992-8501 米沢市金池五丁目2番25号

電話 0238-22-5111 FAX 0238-22-5196

別表第1 補助対象経費

区分	備考
1 イベントの周知を図るために要する経費	ポスター、チラシ等の制作費、案内看板等の制作費等
2 イベントの運営、会場の設営等に要する経費	イベントの運営に直接必要となる資材、食料品等の購入費のほか、舞台、電気、装飾、照明、音響等の設備の設置に要する費用等
3 抽選会、福引等の景品の購入に要する経費	単価については1万円、総額については10万円を上限とする。
4 コンサート出演者等の出演に要する経費	報酬、謝金、交通費等
5 その他の経費	その他会長が必要と認める費用

※ 第2項に規定する経費のうち、イベント会場において来場者に無償で提供するもの及びその材料等を購入する経費については、総額15万円を上限とする。

※ 台風等の自然災害など、不可抗力によりイベントが実施できなくなった場合は、その時点までに要した費用を対象経費とする。

別表第2 補助対象外となる経費

区分
1 イベントを主催し、又は共催する者の関係者及びその同居する親族等に対して支出する一切の経費
2 イベントを主催し、又は共催する者の飲食に係る経費
3 販売を目的とするものに要する経費
4 パソコン、文具、事務用品その他流用できる備品、消耗品等の購入に要する経費
5 光熱水費、保守点検、部品の交換等の施設維持管理に係る経費
6 土地の取得、造成、補償に係る経費